

野洲市学校給食センター調理・配送等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和5年8月

野洲市教育委員会

目次

第1 目的	・・・2
第2 業務概要	・・・2
第3 事業規模	・・・2
第4 参加資格	・・・2
第5 実施スケジュール	・・・4
1 実施要領等の公表	・・・4
2 現地説明・見学会	・・・5
3 実施要領等に関する質疑・回答	・・・5
4 参加表明及び参加資格審査	・・・6
5 参加辞退	・・・7
6 企画提案書類等の受付	・・・7
7 企画提案書類等の作成方法	・・・7
8 企画提案書類等の審査	・・・8
9 契約に関する事項	・・・10
第6 提出書類の扱い	・・・11
第7 情報公開及び提供	・・・11
第8 参加等に関する留意事項	・・・11
第9 本業務実施に関する事項	・・・13

野洲市学校給食センター調理・配送等業務委託公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

この実施要領は、野洲市（以下「市」という。）が、野洲市学校給食センター（以下「給食センター」という。）による給食の提供について、調理、配送、洗浄、清掃及びこれらに付随して発生する業務（以下「本業務」という。）を事業者へ委託するため、本業務を実施する事業者（以下「受注者」という。）を募集及び選定するにあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等について必要な事項を定める。

第2 業務概要

- (1) 業務名 野洲市学校給食センター調理・配送等業務委託
- (2) 業務内容 調理、配送、洗浄、清掃及びこれらに付随して発生する業務
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（ただし、契約日から令和7年3月31日までは準備期間とする。）
- (4) 施設等の概要

1	施設名称	野洲市学校給食センター
2	施設所在地	野洲市八夫2479番地
3	敷地面積	9,904.37 m ²
4	施設構造	鉄骨造2階建
5	施設延床面積	3,861.10 m ² 1階 3,216.06 m ² 2階 645.04 m ²
6	建築年月	平成19年3月
7	運用方法	ドライ方式キッチン
8	調理食数	約6,000食/日
9	配送先	小中学校9校、幼稚園こども園8園 計17か所
10	給食日数	約226日/年（令和5年度基準、預り保育分を含む）
11	調理内容	米飯および副食概ね2～3品目の1献立調理制
12	食器の種類	PEN樹脂食器（基本、椀2、皿1）
13	箸とスプーン	スプーンのみ給食センター管理

- (5) 業務の詳細は別途「仕様書」のとおりとする。

第3 事業規模

本業務にかかる費用は、5年間総額で993,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内とする。ただし、この金額は契約予定額を示すものではない。なお、準備期間に対する委託料の支払いはしない。

第4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、健全な経営状況（直近3期のうち、直近1年で債務超過となっておらず、かつ当期営業利益及び純利益が2年以上マイナス値となっていない）を保っていること。（共同企業体による参加は認めない。）
- (2) 学校給食において、平成25年4月以降で、参加資格審査の基準日（以下「参加資格確認基準日」という。）までに1日4,000食以上かつ5年以上の学校給食調理施設での受託実績を有するとともに、学校給食のアレルギー除去食の調理業務を継続して3年以上実施した実績を有し、仕様書に基づき、受託業務を遂行できること。
- (3) 令和5年度野洲市入札参加資格者名簿（物品・役務）へ登録されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成20年野洲市告示第88号）に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成16年野洲市訓令第33号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。（過去を含めて税に未納がないこと。）
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者（更生手続開始の決定を受けている者を含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（再生手続開始の決定を受けている者を含む。）
- (8) 野洲市暴力団排除条例（平成23年野洲市条例第22号）第6条の規定により、次のアからカの要件に該当しない者
 - ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (9) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により次のア、イに該当しない

者

ア 参加表明時において、過去3年以内に学校給食調理業務又は大量調理業務において営業の禁止若しくは停止の処分を受けたことがない者及び本公募型プロポーザルの選定中に営業の禁止若しくは停止の処分を受けていない者

イ 食品衛生法第55条の規定による営業許可を受ける資格がある者

(10) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていない者

第5 実施スケジュール

スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）除くものとする。

1	実施要領等の公表	令和5年8月29日～同年10月6日
2	現地説明・見学会	令和5年9月9日
3	実施要領等に関する質疑の受付期間	令和5年9月11日～同月19日
4	実施要領等に関する質問に対する回答	令和5年9月29日
5	参加表明書（兼参加資格審査申請書、兼誓約書）の提出期限	令和5年10月6日
6	参加資格確認結果の通知	令和5年10月13日
7	企画提案書類の提出期間	令和5年10月16日～同月20日
8	第1次審査（基礎審査）	令和5年10月31日
9	第2次審査（評価審査）	令和5年11月8日
10	選定結果の通知（受託候補者及び次点受託候補者の決定）	令和5年11月21日
11	契約締結	令和5年12月下旬（予定）
12	業務開始準備期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
13	業務開始	令和7年4月1日

1 実施要領等の公表

本業務に関する実施要領等は、本市ホームページにおいて令和5年8月29日に公表する。

2 現地説明・見学会

(1) 日時及び場所

日時 令和5年9月9日

午前10時から正午まで（受付開始午前9時45分）

場所 滋賀県野洲市八夫2479番地 野洲市学校給食センター

(2) 参加人数

1事業者あたり3人以内とする。

(3) 持参物

調理場内の見学を希望する場合は、以下のものを持参すること。

ア 検便結果

現地説明・見学会を開催する日から逆算して2週間以内に実施したもの

赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌を含む検査

※検査結果が陽性の場合には参加できない。

イ 白衣（上下）帽子、マスク、調理靴（下処理用、調理用）など調理場内で使用する清潔な着衣類

(4) 参加申し込み

参加を希望する事業者は現地説明・見学会参加申込書（別紙1）を、令和5年9月8日正午までに野洲市学校給食センターへ提出すること。

参加申込書を提出した者が欠席する場合は、令和5年9月8日午後4時までに野洲市学校給食センターへ電話連絡をすること。

(5) 留意事項

設備・機器等には手を触れないこと。また、設備・機器等の説明はしない。

見学に当たっては、給食センターの指示に従い、調理員等には話しかけないこと。

現地説明・見学会の参加は任意とする。参加の有無は参加資格の確認審査（以下「参加資格審査」という。）に影響しない。

3 実施要領等に関する質疑・回答

本実施要領等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

なお、電話及び口頭等による個別の対応はしない。

(1) 提出方法

本業務にかかる質問事項は、質問書（別紙2）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール（ファイルはMicrosoft Excel とする。）で送信すること。送信後、確認の電話連絡をすること。

(2) 提出期間 令和5年9月11日から同年9月19日正午まで（必着）

(3) 提出先 野洲市学校給食センター kyuusyoku@city.yasu.lg.jp

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答を令和5年9月29日午後2時までに野洲市ホームページにおいて公表する。

4 参加表明及び参加資格審査

(1) 本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げるとおり書類を提出し、参加資格審査を受けた上で参加することができる。

ア 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を一括して左綴じ（2か所留め）し正1部・副3部提出すること。様式第2-1号及び様式第2-2号については、記述の多さによってページが複数に及んでもよい。

(ア) 参加表明書（兼参加資格審査申請書、兼誓約書）（様式第1号）

(イ) 会社概要書（様式第2-1号）（沿革・組織のわかる書類、パンフレット等を添付すること。）

会社名、資本金、従業員数、本社所在地 支店所在地を記載すること。また、経営状況についても記載すること。参考資料として貸借対照表、損益計算書を添付してもよい。

(ウ) 受注業務実績書（様式第2-2号）

イ 提出期限 令和5年10月6日まで

各日午前9時から午後4時までとする。

ウ 提出先 滋賀県野洲市八夫2479番地 野洲市学校給食センター

エ 提出方法 持参に限る。

(2) 参加表明後において、第4参加資格に定める要件を欠いたときは、速やかに市長に申し出なければならない。この場合は、参加資格を失うものとする。参加者が、受託候補事業者及び次受託候補点事業者に選定された後も同様とする。

(3) 参加資格審査

ア 市は、参加資格審査を参加資格審査申請書類により実施し、この募集要項に記載している参加事業者の備えるべき要件等を満たしていることを確認し、資格等が不備の場合は失格とする。参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

イ 参加資格審査の結果の通知

令和5年10月13日までに文書で通知する。

ウ 参加資格がないとされた場合の取扱い

参加資格審査により参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、通知を受けた日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面（書式自由）を野洲市学校給食センターへ提出することにより説明を求め

ることができる。

説明は、説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から2日（休日を除く。）以内に書面により行う。

5 参加辞退

参加表明書の提出後、企画提案書類等の提出期限までに本公募型プロポーザルを辞退する場合は、速やかに辞退届（任意書式）を提出すること。提出先及び提出方法は上記4と同様とする。辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすることはない。

6 企画提案書類等の受付

参加資格があると確認された者は、次により企画提案書類等を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年10月16日から同年10月20日まで

各日午前9時から午後4時までとする。

(2) 提出書類 正1部・副12部

ア 企画提案書

様式第3号	企画提案書
様式第4号	学校給食に対する基本的事項に関する提案書
様式第5号	調理業務実施体制に関する提案書
様式第6号	配送・回収業務に関する提案書
様式第7号	衛生管理体制に関する提案書
様式第8号	人材確保・配置及び育成に関する提案書
様式第9号	危機管理体制に関する提案書
様式第10号	サービス向上などの提案書

イ 見積書

様式第11号	見積書
--------	-----

(3) 提出先 滋賀県野洲市八夫2479番地 野洲市学校給食センター

(4) 提出方法 持参に限る。

7 企提案書類等作成方法

(1) 提案書作成上の留意点

ア 書式等

(ア) 用紙の大きさはA4判（縦）、横書き、両面印刷、A4判フラットファイルに左綴じとし、ページ番号を付すこと。

(イ) 表紙を除き32ページ以内（付属資料等の一切を含む。）で作成すること

- (ウ) 表題は、「野洲市学校給食センター調理・配送等業務委託 提案書」とし、ファイルの表紙及び背表紙に参加者名を付記すること。
- (エ) 様式第4号から様式第10号までを任意様式とする。記述の多さによって複数ページに及んでもよい。ただし、上記(イ)の制限を遵守すること。

イ 留意点

- (ア) 仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。
- (イ) 提案者自らが実現できる範囲内で記載すること。
- (ウ) 提案書に「付属資料参照」といった記載のみをした場合、具体的内容が記載されていないと判断し、評価対象外とする。

8 企画提案書類等の審査

(1) 審査委員会

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書類等の審査については、野洲市職員等で構成された野洲市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して行う。

(2) 審査方法

ア 第1次審査（基礎審査）

上記参加資格審査を経て、市は企画提案書類等に記載された内容が、次の(ア)から(ウ)までの項目を満たしていることを確認する。次の項目のうち、いずれかを満たさないことが確認された場合は、失格とする。

- (ア) 企画提案書類全体について、同一項目に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- (イ) 企画提案書類全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。
- (ウ) 当該提案に関連する各様式に示す項目に対する提案の内容が、仕様書の条件を満たしていること。
- (エ) 第1次審査の結果は次のとおり通知する。

- ・通知時期 令和5年10月31日
- ・結果通知 参加事業者全員に電子メールで通知する。

イ 第2次審査（評価審査）

- (ア) 第1次審査で選定された事業者を対象に、審査委員会において、企画提案書類等の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。
- (イ) 別紙2審査基準に基づき各審査委員会委員が採点を行い、得点の合計の高さにより受託候補事業者及び次点受託候補事業者を選定する。ただし、得点の合計が最も高い提案が2者以上あるときは、審査委員会において、提案

内容を基に精査し、受託候補事業者及び次点受託候補事業者を選定する。受託候補事業者が契約を締結しない場合は、次点受託候補事業者を新たに受託候補事業者とする。審査の結果、全審査委員会委員において評価点が6割に達していない場合等、適切な受託候補事業者がいないと判断されたときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集することがある。

(ウ) 参加事業者が1者の場合であっても、審査委員会は審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その参加事業者を受託候補事業者として選定する。ただし、全審査委員会委員において評価点が6割に達していないと判断された場合においてはこの限りでない。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング審査

(ア) 第2次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリング審査

- ・ 予定日 令和5年11月8日
- ・ 場所、時間等の詳細は、第1次審査で選定された参加者に結果通知とともに連絡する。

(イ) プレゼンテーションの時間は1事業者あたり40分以内（準備5分、提案書説明15分、質疑応答15分、後片付け5分）とする。

(ウ) 説明は、事前提出した企画提案書類等の内容を基本とする。

(エ) 出席者は1事業者あたり5人以内とし、内1人は受託した場合における総括責任者の就任予定者であること。

(オ) プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意すること。（プロジェクター、スクリーンを持ち込むことも可能）

(カ) プレゼンテーション及びヒアリング審査は、参加表明書の受付順とする。なお、辞退者が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対応する。

(キ) プレゼンテーション及びヒアリング審査は原則公開で行う。（審査対象事業者及びその関係者については、割り当てられた時間以外の入室は認めない。また、社会情勢等により傍聴を中止する場合がある。）

(3) 審査基準

別紙3野洲市学校給食センター調理・配送等業務委託事業者選定基準のとおりとする。各項目に対する提案については、下記のとおりとする。

ア 給食調理業務受託実績

学校給食調理業務の受注実績について、安定的・堅実な運営ができているか、示すこと。

イ 学校給食に対する基本的事項

学校給食調理業務の目的、安心・安全な学校給食提供について考え方、食育の意義と役割について提案すること。

ウ 調理業務実施体制

本業務を円滑に実施するための体制、完遂するための要点について提案すること。効率的かつ確実な業務遂行に向けて人員の確保について提案すること。業務開始までの準備等について、本業務を市から引き継ぐにあたり、引継計画及び実施方法を提案すること。また、次期事業者への引き継ぎについても想定した上で提案すること。

エ 配送・回収業務実施体制

配送・**回収**業務の実施について提案すること。車両運行に伴う安全管理の体制及び考え方、交通事故発生時の対処方策について提案すること。

オ 衛生管理体制

安全・衛生管理の体制及び考え方、食中毒・異物混入事故等の防止策及び発生時の対応、従事者の健康管理体制について提案すること。

カ 従事者教育・研修体制について

本業務に従事する者に対する教育・研修について、その目的、実施方法、実施内容等を具体的に提案すること。

キ 危機管理体制

本業務のリスク想定及びその対応策、災害等対応、確実に事業を継続できる体制や仕組みへの工夫について提案すること。賠償責任保険の保険証の写しを添付すること。

ク サービス向上などの提案

特定テーマとして、例えば、アレルギー対応、食育（料理教室）、地産地消、本市の負担する経費の節減等について提案すること。

ケ 見積書

費用について明細を示して見積もること。

(4) 審査結果

ア 通知方法

プレゼンテーション及びヒアリング審査を受けた全ての参加者に文書で通知する。ただし、審査結果に対して異議の申し立ては一切受け付けない。審査内容及び審査経過については公表しない。

イ 通知時期 令和5年11月21日

ウ 公表 本市ホームページにおいて審査結果を公表する。

9 契約に関する事項

(1) 契約手続き

ア 事前協議

受託候補事業者の選定をもって受託候補事業者の企画提案書類に記載され

た全ての内容を契約仕様とするものではない。受託候補事業者と随意契約にかかる協議を行い、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加、変更又は削除を行い契約仕様に盛り込むことができるものとする。

イ 見積書の依頼

協議が整い次第、市は受託候補事業者に対し、見積書の提出を依頼する。

ウ 契約の手続き

受託候補事業者から予定価格の制限の範囲内の見積書が提出された時は、市は受託候補事業者を受注者とし、野洲市契約規則（平成 16 年野洲市規則第 55 号）に基づき契約を締結する。（契約締結時に資格要件確認のため、資格要件等の確認できる書類の提出を求めることがある。）

エ 契約書

契約書は、市の業務委託契約書を使用する。

(2) 契約保証金

受託候補事業者は、野洲市契約規則に基づくところにより契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を契約締結時までに納付すること。ただし、免除された場合はこの限りではない。

第 6 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

第 7 情報の公開及び提供

市は、参加事業者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成 16 年野洲市条例第 9 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受託候補事業者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

第 8 参加等に関する留意事項

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とする。やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を野洲市に請求することはできない。

(3) 資料の取り扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の上承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。ただし、市がHP上で公表している資料については、この限りではない。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合（参加資格確認基準日から受託候補者及び次点受託候補者決定までの期間に、参加者が野洲市入札参加資格者の要件を欠くような事態が生じた場合を含む。）

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された書類を提出期間に提出しなかった場合、提出期間以外に提出した場合、及び提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類を提出した場合

エ 同一参加者から複数の提案があった場合

オ 談合その他不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続きを妨害する行為等、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為等と市が判断した場合

カ プレゼンテーションを及びヒアリング審査を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合（指定時間に遅れた場合を含む。）

キ 見積書の金額が、第3事業規模にある額を超過した場合

なお、見積金額が本委託事業規模に対して異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

ク 参加表明書の提出から契約までの期間に、不渡手形又は不渡小切手を出した場合

ケ 審査委員会委員に個別に接触または働きかけをした場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書類等については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものと

する。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該参加者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(7) 参加者は、本公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(8) 本公募型プロポーザルのスケジュールは、やむを得ない事情が生じた場合、予告なく変更することがある。

第9 本業務実施に関する事項

1 本業務の継続が困難となった場合の措置

受注者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸案が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとする。なお、その対応は全力を挙げて遂行するものとする。

(1) 受注者の債務不履行等の場合

ア 受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念(ア)～(ウ)が生じた場合、市は受注者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができることとする。受注者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとする。

(ア) 受注者が市の指示に従わず、改善が見られない場合

(イ) 受注者が倒産した場合

(ウ) 調理員が確保できず、指定の時間までに調理が行えない場合

(2) 市が契約の内容を変更した場合等

ア 市が契約の内容を変更したことにより、委託料の額が当初の委託料の額の3分の1に相当する額に満たないこととなったとき、または市が契約に違反したことにより契約を履行することができなくなつたときは、受注者は契約を解除することができることとする。

イ アの場合において、受注者が契約を解除した場合、受注者は市に対し、その損害の賠償を請求することができることとする。

(3) 市の事由による契約解除

市は、本業務が完了するまでの間に、やむを得ない事由が生じたときは、契約を解除できる。また、このことにより、市が受注者に損害を与えたときは、その

損害を賠償する。

2 業務完了、委託料等に関する条件

(1) 履行の確認等

ア 受託者は、日々の業務完了について委託業務完了届（調理業務、作業工程、作業動線等の報告を含む。）を、毎日業務終了後に発注者に提出すること。ただし、事故等が発生した場合は、事故報告書を添えて提出すること。また、調理作業工程表および調理作業動線図に変更が生じた場合は、朱書きで訂正（見え消し）して、当該日の委託業務完了届に添付すること。

イ 受託者は、月ごとの業務完了について委託業務完了報告書を翌月10日までに発注者に提出すること。

(2) 委託料の支払い

受託者は、発注者から本業務の完了検査に合格し本業務の完了を確認した旨の通知を受けたときは、完了した月に相当する分の委託料を発注者に請求することができる。

(3) 消費税等の取扱い

法令により消費税または消費税および地方消費税の税率の改正が行われた場合は、国の指針等に基づき対応するものとする。

3 市による本業務の実施状況の評価

市は、受注者が提供するサービスについて、定期又は随時に評価を行う。その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

第10 問合せ先

520-2433 滋賀県野洲市八夫2479番地

野洲市学校給食センター 担当：川崎、水野

電話 077-589-1011 FAX 077-589-1022

(参考) 公募型プロポーザル実施のたまかな流れ

